

平成16年度において特許庁が達成すべき目標について（改定）

1. 出願書類の方式審査

早期の権利保護を図るため、オンライン出願書類の方式審査の通常処理期間を、受付日から原則として6日以内とするように努めること。ただし、国内処理開始時期が条約で定められている国際出願に係る書類を除くものとする。

2. 産業財産権に関する審査

(1) 特許・実用新案

特許審査全般

知的財産戦略本部において策定された「知的財産推進計画2004」における審査順番待ち期間の短縮に関する中・長期目標を達成するよう努めること。

このため、特許出願の一次審査を235,000件以上行い、平成16年度末に一次審査が行われる特許出願の平均の審査順番待ち期間を26か月以内とするよう努めること。併せて、特許協力条約に基づく国際調査報告書の作成を2万件以上行うよう努めること。

早期審査

特許出願のうち、権利化について緊急性を要する実施関連出願、外国関連出願、個人・中小企業・大学・TLO及び公的研究機関による出願については、出願人の早期権利取得ニーズにより適切に応えるため、審査順番待ち案件の急増とともに審査順番待ち期間が長期化する中で、早期審査の申出に加え、審査に必要な書類が完備してから、原則として全件9か月以内に一次審査結果の発送を行うよう努めること。

なお、早期審査の申出が特定の分野に集中し、予想外に大幅な増加をした場合には、当該目標値を適正な数値に見直すことがある。

巡回審査

出願人と審査官の間の意志疎通を図り、もって審査手続の円滑化を図るとともに、出願人による適切な権利取得を支援する目的で実施している面接審査に関し、その機会の少ない地方に対して特許審査官が出張して行う面接審査(巡回審査)の

機会を拡大するよう努めること。特に全国各地の中小・ベンチャー企業や大学・TLOの方々に巡回審査を十分に活用していただくため、総対象件数1,400件以上の巡回審査の機会を提供すること。

(2) 意匠

意匠審査全般

意匠審査の一次審査を40,000件以上行い、平成16年度末に一次審査が行われる意匠出願の平均の審査順番待ち期間を7か月以内とするよう努めること。

早期審査

意匠登録出願のうち、権利化について緊急性を要する実施関連出願、または外国関連出願については、出願人の早期権利取得ニーズにより適切に応えるため、早期審査の申出から原則として全件4か月以内に一次審査結果の発送を行うよう努めること。ただし、事情説明書の補充を要する場合を除く。

(3) 商標

商標審査全般

商標登録出願の一次審査を131,700件以上行い、平成16年度末に一次審査が行われる商標登録出願の平均の審査順番待ち期間を6か月以内とするよう努めること。

早期審査

商標登録出願のうち、出願人が出願に係る商標を使用しており、かつ第三者が無断で使用しているなど、権利化について緊急性を要するものについては、出願人の早期権利取得ニーズにより適切に応えるため、早期審査の申出から原則として全件4か月以内に一次審査結果の発送を行うよう努めること。ただし、事情説明書の補充を要する場合を除く。

3. 産業財産権に関する審判

(1) 特許・実用新案

拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判の一次審理を10,600件以上行い、平成16年度末に一次審理が行われる拒絶査定不服審判の平均の審理順番待ち期間を23か月以内とするよう努めること。

早期審理

特許・旧実用新案に関する早期審理の申出件数が急増する中で、早期審理の申出に加え、審理に必要な書類が完備してから、原則として全件1年以内に審決の発送を行うよう努めること。

異議申立

異議申立制度の廃止（平成15年12月31日）を受け、旧制度下においてなされた申立の処理を2,300件以上行い、2年以内（平成17年度末まで）に全件処理するよう努めること。

無効審判

無効審判の処理を300件以上行い、平均処理期間を13か月以内とするよう努めること。

訂正審判

訂正審判の処理を230件以上行い、平均処理期間を5か月以内とするよう努めること。

（2）意匠

拒絶査定不服審判の一次審理を1,220件以上行い、平成16年度末に一次審理が行われる拒絶査定不服審判の平均の審理順番待ち期間を14か月以内とするよう努めること。

（3）商標

拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判の一次審理を2,870件以上行い、平成16年度末に一次審理が行われる拒絶査定不服審判の平均の審理順番待ち期間を25か月以内とするよう努めること。

異議申立

異議申立の処理を700件以上行い、平均処理期間を10か月以内とするよう努めること。

無効審判

無効審判の処理を230件以上行い、平均処理期間を13か月以内とするよう努めること。

取消審判

取消審判の処理を1,800件以上行い、平均処理期間を8か月以内とするよう努めること。

4. 産業財産権の移転登録

移転登録申請件数が急増する中、早期の権利移転を図るため、移転登録申請書の処理に係る業務の通常処理期間を、受付日から原則として全件15日以内とするように努めること。

5. 特許特別会計の適正な執行

特許特別会計の安定的な運営を図るため、一般財源に依存しないよう努めること。